

第4章

住まい・まちづくりの基本的な 方針に基づく施策の展開

第4章

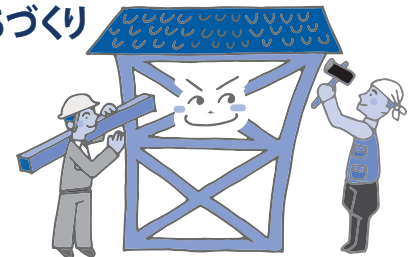
住まい・まちづくりの 基本的な方針に基づく施策の展開

I 「安全・安心」に暮らす



目標1 南海トラフ地震などの大規模自然災害に備えた住まい・まちづくり

南海トラフ地震をはじめ、頻発化、激甚化が予想される自然災害に対して、県民の命・財産を守り、安全を確保するための施策を以下のとおり進めます。



(1) 地震などの災害に強い住まい・まちづくり

住まいの耐震化・減災化の促進

- 住宅の耐震化の促進
- 新耐震基準を満たす住宅への建替えや、耐震性が確保されていない空き家の除却促進方策の検討
- 工期や工事費の面等で耐震改修が困難な住宅について、段階的な耐震改修工事や耐震シェルター・耐震ベッドの設置に対する支援
- 地域主体による家具転倒防止の取組の推進

産学官連携による耐震改修工法の普及及び人材育成

- 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会や愛知県建築物地震対策推進協議会の活動を通じた低コストで効率的かつ効果的な耐震改修工法の開発と普及・啓発
- 耐震化アドバイザーの養成等の耐震化の促進に向けた人材の育成

超高層建築物等における長周期地震動対策

- 国や関係行政庁、民間団体等と連携した、建築主等に対する超高層建築物等の長周期地震動における対策方法及び補助事業の周知
- 構造技術者に対する技術的な相談体制の整備

防災上重要な建築物等の耐震化促進

- 災害時の避難所となる施設や、緊急輸送道路及び避難路沿いにおいて倒壊などにより道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震改修の促進

密集市街地の解消

- 密集市街地における建築物の耐震性向上、防火性能の向上、空地の確保及び狭あい道路の解消

浸水被害・土砂災害の危険がある地区への対応

- 市町村における浸水(洪水、高潮、津波等)、土砂崩れなどの災害に危険な地区の把握と、住まい手に対する適切な情報提供
- 液状化等の危険性の周知にあわせた住宅における対策方法等に関する情報提供の推進
- 住まい手自身が浸水被害・土砂災害警戒区域等を把握し、発災時に自ら安全な行動が取れるための訓練の実施や啓発活動への支援
- がけ地近接等危険住宅移転補助事業等の実施による建築物の敷地についての安全対策の推進

地域での防災に関する取組

- 地域単位での耐震診断・耐震改修工事の実施や地震に強い家づくり・液状化対策について、耐震診断ローラー作戦や耐震出前講座実施等による啓発
- ハザードマップを活用した、震度や液状化危険度、浸水想定などの危険度周知を図る取組の促進

減災と環境の相乗的な取組の促進

- 住宅を省エネ化し、家庭からのCO2排出量を削減するとともに、災害時にも電力を確保するための、住宅用太陽光発電施設、HEMS(家庭用エネルギー管理システム)、燃料電池、蓄電池、電気自動車等充給電設備といった住宅用地球温暖化対策設備の導入の促進
- 住宅の省エネ改修やバリアフリー改修と、あわせて建物の耐震改修を行うことの、費用や工期等のメリットを周知

(2)大規模災害発生後の復興体制づくり

災害時の復旧に向けた取組

- 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成による市町村への派遣支援
- 大規模地震発生後の応急的な住宅の確保等の対策に加え、被災住宅の応急修理に係る体制整備等の取組の推進

災害時に必要な建築技術者の人材育成

- 本県の建設技術研修等による、県及び市町村等職員の技術力の維持・向上

被災後の住宅復興に関する取組

- 大規模災害発生後の迅速な復興を目指した、復興体制の整備、被災者生活再建・産業再建支援マニュアルの充実への取組のほか、発災後、早期に復興方針を策定するための、事前復興方針及び事前復興ビジョンの策定の推進

■成果指標

| 指 標 | 現 状 値 | 目 標 値 |
|--|---------------|-----------------------------------|
| 住宅の耐震性確保 新耐震基準(昭和56年基準)と同程度以上の耐震性を有する住宅ストックの比率 | 86% (H25) | 耐震性を有しない住宅ストックを概ね解消 (95%(H32)) |
| 災害時の円滑な復旧に向けた取組 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定の締結団体数 | 13団体 (H27) | 増加 (H37) |

目標2 高齢者などが自立して暮らすことができる居住環境の実現

高齢者や障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らすための施策を以下のとおり進めます。



(1) 高齢者・障害者などが暮らしやすい居住環境の整備

高齢者向け住宅の供給促進

- 「愛知県高齢者居住安定確保計画」に基づくサービス付き高齢者向け住宅等の供給等の促進
- サービス付き高齢者向け住宅の登録物件についての建築部局と福祉部局との情報共有化と、それぞれの所管法令に基づく指導・監督の適切な実施
- 公営住宅におけるシルバーハウジングの供給推進と市町村の見守り対策などと連携したシルバーハウジングの弾力的な運用

高齢者の身体機能や認知機能等の状況に応じた住まい方の選択支援

- 多様化する高齢者の住まい方について、「介護保険高齢者福祉ガイドブック」の活用等による県民への分かりやすい周知
- 高齢者の住宅資産を活用した居住の安定確保に資する制度や、一般社団法人移住・住みかえ支援機構による住替支援事業等の普及・啓発
- 独立行政法人住宅金融支援機構をはじめとした金融機関との連携によるリバースモーゲージ制度等の周知

高齢者・障害者等の地域での暮らしを支える仕組みづくり

- 公的賃貸住宅団地に整備される集会所を高齢者サロンや生活支援活動などの場として活用するための情報提供
- 公営住宅をグループホームとして活用するための情報提供や既存の戸建て住宅を活用したグループホームの供給促進等、地域生活を支える仕組みづくりの推進
- 「愛知県居住支援協議会」において、県内市町村及び関連団体等との居住支援に関する情報共有と、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対する必要な支援の実施

住まいのバリアフリー改修の促進

- 「あいち住まいるフェア」などの催事イベントや、優秀なリフォーム事例の表彰等、住まい手の意識啓発に向けた取組の推進
- 市町村における住宅リフォーム相談窓口の設置

- 愛知ゆとりある住まい推進協議会における住まい手サポーター制度や、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの運営する住まいのダイヤルの普及による相談体制の充実
- バリアフリー改修、省エネ改修及び耐震改修における住宅リフォーム促進税制、介護保険の住宅改修費補助、市町村における独自の補助制度等の周知による既存住宅のリフォーム・リノベーションの推進
- 既存民間賃貸住宅における空き家を活用した住宅確保要配慮者向け住まいのバリアフリー改修補助事業の推進

人にやさしい街づくりの推進

- 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく届出に対する指導・助言の実施、望ましい整備基準の普及及び意見聴取機会の拡大
- 地域セミナーを通じた人にやさしい街づくりに対する意識の啓発
- 県の出前講座を通じた人にやさしい街づくりに関する人材の育成

■ 成果指標

| 指 標 | 現 状 値 | 目 標 値 |
|--|---------------|--------------|
| 高齢者人口に対する見守りなどが必要な高齢者向け住まいの割合 高齢者人口に対する見守りなどが必要な高齢者向け住宅の割合 | 2.3% (H27) | 4% (H37) |
| 高齢者にやさしい住宅の整備 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 | 43% (H25) | 75% (H37) |

目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などが、それぞれの必要性和特性に応じ、適切な住宅を確保できる居住環境を実現するための施策を以下のとおり進めます。



(1) 公営住宅の適切な管理と供給

民間活力の導入を含めた計画的な公営住宅の建替や改善の推進

- 長寿命化計画に基づく公営住宅ストックの更新及び機能向上の実施
- 公営住宅の整備を効率的・効果的に行うための民間活力の導入手法（PPP／PFI）の検討及び推進
- 建替えが必要な公営住宅について、将来的な需要等を踏まえた、耐用年限等を考慮した住宅の供給

公営住宅の管理の適正化

- 既存の公営住宅ストックを有効に活用しながら、可能な限り多くの募集戸数を確保
- 入居後に所得が上昇し入居者資格を満たさなくなった高額所得者への退去の要求等の適切な入居者管理の実施
- 入居者資格について、一定の条件を満たした単身者等の受け入れを必要に応じて検討

県営住宅における良好なコミュニティの形成

- 団地の良好なコミュニティ形成に資する優秀な自治会活動を表彰する等、県営住宅の自治会活動への支援

地域における活動の拠点としての公営住宅の活用

- 地域の居住環境や施設の立地状況等を踏まえ、多文化共生や子育て支援、まちづくり等の活動拠点としても活用可能な公営住宅の集会所等の整備と自治会活動が円滑に行われるための支援

公営住宅ストックを活用した福祉施設の整備

- 老朽化した公営住宅の建替に伴って生じた余剰地等について、福祉施設の整備への活用策の検討と、公営住宅団地への福祉施設の誘致を推進
- 県営住宅の空き住戸のグループホームとしての活用に加え、市町村が進める地域の福祉拠点としての活用場の提供

重層的なセーフティネットの構築

- 愛知県地域住宅協議会を通じた県、市町村、都市再生機構及び地方住宅供給公社等、公的賃貸住宅の運営主体等との連携強化と、地域の実情に応じた的確な公的賃貸住宅の供給

(2) 民間賃貸住宅における入居円滑化の推進

居住支援協議会の活用による民間賃貸住宅への入居円滑化

- 「愛知県居住支援協議会」において、県内市町村及び関連団体等との間の居住支援に関する情報共有と、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対する必要な支援の実施

高齢者、子育て世帯等向け民間賃貸住宅の供給促進

- 高齢者世帯等であることを理由に入居を拒まない民間賃貸住宅と、その仲介事業者及び居住支援団体を広く登録・紹介する「愛知県あんしん賃貸支援事業」制度の普及・促進及び他の登録・紹介制度との連携

■ 成果指標

| 指 標 | 現 状 値 | 目 標 値 |
|---------------------------------|------------------------|------------------------|
| 公営住宅の適切な供給 計画期間中の公営住宅募集戸数 | 19,995戸 (H23～26の累計) | 57,000戸 (H28～37の累計) |
| 愛知県あんしん賃貸支援事業の推進 あんしん賃貸住宅登録数 | 2,890戸 (H28.3) | 6,000戸 (H37) |

II

住まいを「未来」へつなぐ



目標4 世代をつないで使える良質な住まいの供給

新たにつくる住宅について、長期間にわたり使用できる性能と品質を備える等、良質な住宅ストックとして供給するための施策を以下のとおり進めます。



(1) 資産として継承できる良質な住宅の供給

長期優良住宅認定制度の普及

- 長期にわたり住宅の使用が可能となる長期優良住宅認定制度の一層の普及・啓発

住宅の適正な維持管理に関する情報提供と意識啓発

- 「長期優良住宅維持保全マニュアル」等を活用し、住宅ストックの維持管理に関する意識啓発等を図るための取組の推進

建築規制の的確な運用による住宅・建築物の基本的性能の確保

- 「愛知県建築安全安心マネジメント計画」に基づく、建築確認検査の実効性の確保や、指定確認検査機関等への指導・監督、違反建築物対策等、特定行政庁、建築関係団体等と一致協力した啓発・指導・監督

(2) 地域の住宅生産者の育成と地域材を生かした住まいづくり

地域の住宅生産者への支援と担い手の育成

- 地域の住宅供給の主要な担い手である中小住宅生産者による技術基盤の強化に向けた取組への支援
- 木造建築の担い手育成など、地域木造住宅市場の活性化に資する木造住宅の供給体制の整備・普及推進等の取組への支援

住宅建設における地域産材の利用促進

- 「あいち認証材」をはじめとした県産木材を活用した住宅建設に対する支援の推進
- 県営住宅建設における地域産材の積極的な利用の推進

地域の住宅関連事業者が連携した住まいづくりの支援

- 愛知ゆとりある住まい推進協議会や愛知県住宅関連産業協議会、愛知県建設団体協議会の活動を通じた多様な住宅関連事業者の連携と交流促進、地域の住宅関連産業の持続的な発展に向けた取組の推進

(3) 防犯性の高い住まい・まちづくり

防犯性の高い住まい・まちづくりの推進

- 「愛知県安全なまちづくり条例」に基づく防犯上の指針に適合し、防犯性能に優れた住まい・まちづくりの促進
- 戸建て住宅やマンションなどの共同住宅における防犯性能向上を図るため、防犯住宅認定制度や防犯優良マンション認定制度の普及・啓発等の推進

■成果指標

| 指 標 | 現 状 値 | 目 標 値 |
|--|-----------------|-----------------|
| 新築住宅の質・性能の確保 着工新設住宅戸数に対する長期優良住宅認定戸数の割合 | 20.7% (H27) | 30% (H37) |
| 住宅への犯罪に強い住まい・まちづくり 住宅侵入盗被害の年間件数 | 4,900件 (H27) | 3,500件 (H29) |

目標5 リフォームなどの推進による良質な住宅ストックの形成と流通促進

既存住宅市場において、建替えやリフォームなどによる住宅の円滑な流通促進のための施策を以下のとおり進めます。



(1) リフォーム・リノベーションの推進

住まい手の判断材料となる的確な情報の提供

- 愛知ゆとりある住まい推進協議会による住情報冊子の発行、ホームページの活用、住宅フェア等のイベントの開催及びリフォームコンクール等の表彰制度を通じた住まいのリフォーム・リノベーションに関する的確な情報発信

住まいのリフォーム・リノベーションの促進

- バリアフリー改修、省エネ改修及び耐震改修における住宅リフォーム促進税制、介護保険の住宅改修費補助、市町村における独自の補助制度等の周知による既存住宅のリフォーム・リノベーションの推進
- 独立行政法人住宅金融支援機構をはじめとした金融機関との連携による既存住宅のリフォーム・リノベーションにおける金利優遇等の周知
- 既存民間賃貸住宅における空き家を活用した住宅確保要配慮者向け住まいのバリアフリー改修補助事業の推進

(2) マンションの適切な管理と再生の促進

分譲マンションの適切な維持管理の促進

- マンションの適切かつ健全な管理組合の運営を図るため、セミナーの開催や相談窓口の設置等、居住者・所有者に対するマンション管理の意識啓発の推進
- マンション管理士等の専門家の活用強化に向けた支援やマンション管理組合への情報提供

老朽化マンションの大規模修繕や建替えに関する支援

- 老朽化マンションの大規模修繕や建替えに向けて、マンション管理推進協議会等の専門家によるアドバイスの実施等、管理組合などへの支援の促進
- 公的機関による増改築相談員やマンションリフォームマネージャー等と連携し、住宅リフォームに関する住まい手への適切な情報発信や意識啓発、知識向上を図るための取組の推進

(3) 住まいが円滑に流通する環境の整備

既存住宅インスペクションの適切な実施等による既存住宅・リフォーム市場の活性化

- 既存住宅インスペクションをはじめとした国の既存住宅・リフォーム市場の活性化に向けた取組や支援策等に関する適切な情報提供
- 独立行政法人住宅金融支援機構をはじめとした金融機関との連携によるリバースモーゲージ制度等の周知
- 既存住宅における長期優良住宅認定制度の一層の普及・啓発

円滑な既存住宅の流通に向けた住替え支援

- 世帯の構成やライフステージごとの居住ニーズに応じた住宅への住替えが円滑に行えるよう、一般社団法人移住・住みかえ支援機構による住替え支援事業の普及啓発

住まい手が安心できる相談体制の充実

- 市町村における住宅リフォーム相談窓口の設置
- 愛知ゆとりある住まい推進協議会における住まい手サポーター制度や、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの運営する住まいるダイヤルの普及による相談体制の充実

■ 成果指標

| 指 標 | 現 状 値 | 目 標 値 |
|---|--------------------------|-----------------------|
| リフォームの市場規模 住宅リフォーム・紛争処理支援センターによるリフォーム市場規模(都道府県別推計) | 約3,700億円/年 (H17~26平均) | 約4,800億円/年 (H37) |
| 分譲マンション管理分野の人材育成 マンション管理セミナー・研修会の参加者数 | 2,436人 (H23~27の累計) | 5,000人 (H28~37の累計) |
| 既存住宅流通の市場規模 中部レイズ(公益社団法人中部圏不動産流通機構)による中古マンション及び中古戸建て住宅の取引実績 | 約1,150億円/年 (H27) | 約1,420億円/年 (H37) |

目標6 地域を生かす空き家の利活用の推進

それぞれの地域の特性に応じた空き家の有効活用や除却を推進するための施策を以下のとおり進めます。



(1) 地域の特性に応じた空き家の活用・除却

空き家の利活用の促進

- 市町村における空家等対策計画の指針となるガイドラインの策定及びガイドラインの周知による計画策定の促進
- 県と市町村間での空き家に関する課題等の情報共有と、空き家バンクをはじめとした市町村における空き家活用に向けたシステム構築への支援
- 県のホームページやパンフレットを活用した、古民家等を含む空き家の有効活用等を促すための情報提供

住宅ストックを活用した住替え支援の促進

- 地域の特性に応じて空き家等の住宅ストックを有効に活用するための、一般社団法人移住・住みかえ支援機構による住替え支援事業の普及を促進
- 三河山間地域への居住ニーズに対する、愛知県交流居住センターによるUJIターンの促進
- 市町村による定住促進住宅の供給、空き家情報の提供及び定住体験等への支援

周辺に深刻な影響を及ぼす空き家の除却促進

- 国と連携した一定の条件を満たす空き家の除却支援制度等の検討

■成果指標

| 指 標 | 現 状 値 | 目 標 値 |
|---|---------------|--------------|
| 空家等対策計画を策定した市町村の割合 全市町村数に対する空家等対策計画を策定した市町村の割合 | 5.6% (H27) | 80% (H37) |

Ⅲ

あいちの「魅力」を高める



目標7 あいちの強みを生かした豊かな住まい・まちづくり

大都市圏でありながら自然豊かでゆとりある住環境を生かし、若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせるための施策を以下のとおり進めます。



(1) ゆとりある住環境を生かした若年世帯を応援する住まい・まちづくり

三世代同居・近居が可能な住まいや子育て世帯等にとって魅力的な住まいの確保

- 若年世帯や子育て世帯がそれぞれの居住ニーズに応じて円滑に住替えを行うことができるよう、一般社団法人移住・住みかえ支援機構による住替え支援事業の普及促進
- 若年世帯や子育て世帯が住まいを選択する際の、市町村における相談窓口の周知や建築士団体などによる中立的・専門的な相談活動への支援
- 三世代が同居もしくは近居を行う場合の、独立行政法人都市再生機構や独立行政法人住宅金融支援機構による同居・近居などへの取組の周知
- 地域優良賃貸住宅の入居要件の緩和による三世代同居・近居の促進

自然豊かでゆとりある住環境を有するあいちの魅力発信

- 大都市圏にありながら自然豊かでゆとりある住環境があり、三世代同居・近居割合が比較的高いあいちの住まいやまちの魅力発信
- 女性にとって魅力的な住まい方ができるあいちの住まい・まちづくりについての情報発信

子育て世帯等を対象とした公的賃貸住宅への入居支援

- 県営住宅の入居世帯が若年世帯から高齢者世帯まで多様な世帯によって構成されるよう、世帯ごとの居住ニーズに対する型別住戸の供給や、良好なコミュニティの形成が期待できる子育て・新婚世帯等の優先入居を推進
- 子育て世帯が収入等に応じて必要とする良質な住まいを確保できるよう、公的賃貸住宅等における子育て世帯向けの家賃割引制度等の周知
- 団地や地域の子育て支援に関するニーズを踏まえ、「子育て支援に配慮した県営住宅施設整備指針」を踏まえた県営住宅内の集会所の整備

子育て世帯等向け民間賃貸住宅の供給促進

- 子育て世帯等であることを理由に入居を拒まない民間賃貸住宅と、その仲介事業者及び居住支援団体を広く登録・紹介する「愛知県あんしん賃貸支援事業」制度の普及・促進
- 一定の所得以下の子育て世帯等を入居対象とした民間賃貸住宅の供給の促進

(2) 環境に配慮した持続可能な住まい・まちづくり

省エネルギー化と再生可能エネルギーの利用促進

- 建築物省エネ法等に基づく住宅・建築物の省エネ措置の届出と指導を通じ、平成28年(2016年)基準に適合した住宅・建築物の普及促進
- 建築物省エネ法に基づく省エネ性能に優れた住宅・建築物の認定制度や省エネ性能を表示する制度の普及による省エネ意識の啓発
- 自宅で発電した電気の効率的な利用を促し、住まいにおける創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギー化をより一層進めるため、住宅用太陽光発電施設、HEMS(家庭用エネルギー管理システム)、燃料電池、蓄電池、電気自動車等充給電設備といった、住宅用地球温暖化対策設備の導入の促進
- 住宅の省エネ改修やバリアフリー改修にあわせて建物の耐震改修を行うことによる費用や工期等の低減に加え、健康維持への間接効果も含めたメリットの周知

- 二酸化炭素の排出抑制に資する低炭素建築物の新築等計画の認定制度の普及啓発
- 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」について、市町村における計画作成の支援と総合的かつ計画的な都市の低炭素化の取組の促進

環境に配慮した住宅・建築物についての意識啓発と整備促進

- 住宅・建築物分野における環境共生の取組を推進するための、「愛知県建築物環境配慮制度(CASBEE あいち)」による愛知らしい環境に配慮した住宅・建築物の整備を促進
- 「あいちエコ住宅ガイドライン」の普及、子どもの環境住宅学習支援等、県民の住まいや住まい方に対する環境意識向上に向けた取組の実施

建築資材の循環利用の促進

- 建設リサイクル法に基づく建設資材の再資源化への取組の推進及び再生建材の利用促進
- 「愛知県リサイクル資材評価制度(あいくる)」を活用した、住宅・建築物におけるリサイクル材の利用の促進

■成果指標

| 指 標 | 現 状 値 | 目 標 値 |
|--|-------------------|---------------------|
| 子育て世帯への良質な住まいの供給 子育て世帯の誘導居住面積水準以上の世帯の割合 | 47.6% (H25) | 55% (H37) |
| 環境に配慮した住宅・建築物の整備 総合的な環境性能に配慮した住宅・建築物(S,Aランク)の建築件数の累計 | 687件 (~H27の累計) | 1,400件 (~H37の累計) |

目標8 リニア開業を見据えた人を惹きつける住まい・まちづくり

2027年度のリニア中央新幹線開業を見据えた、国内外から人を惹きつける魅力ある住まい・まちづくりのための施策を以下のとおり進めます。



(1) 良好な市街地整備の推進

人を惹きつける良好な市街地の整備

- 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業などの手法を活用し、地区の公共施設整備と一体となった機能更新を図る等、大都市圏や地方都市の地域特性に応じた住宅供給の誘導・支援
- 容積率緩和制度等を活用した地域振興に資する優良な市街地開発等の推進
- 重点供給地域において、地域特性に応じた住宅および住宅地の供給促進に向けた取組の推進による良好な住環境の形成を推進

地域課題に対応した住まい・まちづくりの推進

- 市町村住生活基本計画の策定・見直しを促進し、都市部、郊外部、山間地域等、地域特性に応じた住まい・まちづくりを推進
- 人口減少や高齢化が進む郊外の住宅地に関して、現状を踏まえた今後の課題・方向性や必要とされる施策等の検討

(2) 地域が主体となって進めるまちづくり

住民主体のまちづくりの推進

- 住まい、まちづくり、景観に係るセミナーや講演会等の啓発事業の推進、まちづくり活動拠点の整備支援等を通じた住民主体のまちづくり活動への支援
- 住民主導による、建築協定などを活用した秩序ある土地利用の維持や身近な自然環境保全等、良好な住環境に向けた取組への支援
- 住民・事業主・地権者などによる自主的・主体的な取組であるエリアマネジメント活動への支援

景観に配慮した市街地の整備

- 街なみ環境整備事業の促進等による景観に配慮した潤いのある街並み形成への支援

歴史的建造物等歴史や文化・伝統を生かしたその地区に相応しいまちづくりへの支援

- 歴史まちづくりの取組による歴史と文化を生かした街並み環境整備への支援
- それぞれの地区の現状・資源を踏まえ、当該地区にふさわしい規制・誘導を図る建築規制を定めることにより、地区単位のまちづくりを進める地区計画制度の活用への支援

■成果指標

| 指 標 | 現 状 値 | 目 標 値 |
|--|------------------------|--------------------------------|
| 良好な市街地への更新・整備 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業により市街地の整備改善がなされる地区数 | 1地区 (H26) | 11地区 (H27～32の累計) |
| 人を惹きつける住まい・まちづくりの推進 愛知県への転入超過者数 | 12,603人 (H2～22の年平均) | 5年間で65,000人の転入超 (H27～31の累計) |